

★R7 年度 各種健(検)診の注意事項★

受診票の送付に関して

- ・R6 年度より、希望調査を廃止し、全ての対象者の方に通知を行っています。
- ・通知の辞退や送付先の変更等の対応はしていません。受診しない場合のご連絡は不要です。通知はご自身での廃棄をお願いいたします。
- ・各健(検)診ごとに混雑を避けるために、日時を指定していますが、変更される際の連絡は不要です。日程をよくご確認の上、お越しください。（歯科検診のみ事前予約制）



次の方は受診をお断りします。

- ・自覚症状のある方
できるだけ早く医療機関を受診してください。
- ・精密検査を受けない(受けられない)方
検診の結果、要精密検査と判定された場合は、精密検査を受ける必要があります。
精密検査を受診せず、町の検診(一次検診)を翌年受診して、結果が異常なしなら問題ないと判断することや、再び要精密検査と判定されてから精密検査を受診するといった自己判断は大変危険です。
要精密検査と判定されたら、すぐに医療機関を受診してください。
- ・会社の検診や人間ドック等で各種健(検)診と同様の検査を行った方
「結果を見比べたい」等の理由で町の検診を受けることはご遠慮ください。
- ・検診部位(肺・胃・大腸・乳房・子宮など)について、医療機関で治療や検査を行っている方
町の検診と同様の検査や、それ以上に詳しい検査(MRI、CT、内視鏡等)を行っている場合があります。
町の検診を受診すべきかどうか、医師に相談してから受診してください。
- ・過去の町の検診で「要精密検査」となり、医療機関で治療中、経過観察中の方
医師の指示がある場合を除きます。
精密検査を受けた際には、今後は医療機関で検査を行うのか、それとも町の検診を受診して異常が見られたら再度医療機関を受診するのか等、今後の対応について医師によくご確認ください。



その他の注意事項

- ・問診の結果や当日の健康状態によっては受診をお断りすることがあります。
- ・感染症の拡大や災害等の被害状況により日程が変更となる場合があります。
- ・集団・個別健(検)診ともに受診票を紛失されると受診できません。再発行が可能ですので、事前にご連絡ください。
- ・健(検)診で要精密検査になった方は確定診断のために必ず医療機関で精密検査を受けてください。また、「異常なし」の場合でも健康管理のために年に一度は健(検)診を受診しましょう。

